巖手縣知事の謝狀及領收證

本社より去る十六日を以て發送したる第四回海嘯罹災者救恤義捐金六百五十九圓に對し巖手縣知事より昨日左の謝狀及び領收證到達せり

今回ノ大海嘯罹災者救恤ノ爲メ特ニ義捐金募集之儀御聴為ニ與リ深謝此事ニ御座候御送付相成候金六百五十九圓正ニ領收別紙證書一葉及御回付候間御落手相成度義捐者諸氏ニハ一々挨拶狀不差出ニ付貴社ヨリ厚ク御傳謝相煩度先ヘ御挨拶迄如此候也

明治二十九年十月二十一日　巖手縣知事　服部一三

東京市京橋區南鍋町二丁目　時事新報社御中

第二六二一號

一金六百五十九圓也　是ハ海嘯罹災者救恤義捐金

右領收候也

明治二十九年十月十九日　巖手縣内務部第四課長　巖手縣屬　齋藤古一

東京々橋區南鍋町二丁目　時事新報社御中

社說

海軍擴張の方針

我國海軍の擴張は東洋の海上權を占むるを程度とし常に海外の形勢に着目して其進歩の實際を察し之に對して終始平均を保つの一義を忘るゝ可らず而して其平均を保つが爲めには納稅力の許す限り一度にても二度にても軍艦の多からんことを望むは勿論なりとして實際に其程度は時々消長を免かれずして素より一定の數を以て律す可らずと雖も例へば英の海軍は佛露同盟の艦隊を目的として擴張を謀り又獨墺伊三國同盟の軍備も等しく佛露の聯合兵力に對して警戒を怠らざるが如く日本の海軍も其擴張に就ては自から他の勢力を目的として計畫せざるを得ず目下歐米の諸國が東洋に有する艦隊の勢力は前に示したる如くにして若しも彼我單獨の比較に於ては我現在の海軍力は優に諸國の上に出づるの實を認む可しと雖も彼の列國が東洋に於ける利害の關係よりして一旦必要の場合には更らに聯合同盟の成立するあるときを期す可らず其聯合同盟が如何なる國々の間に行はるゝ可きやは素より外交上の機微に存して之を豫知するに由なしと雖も兎に角に之に對して平均を保つの用意を全ふせんとするには少なくも最近の二三箇國を對手として優勢を占むるの覺悟なかる可らず前表に據て算すれば露佛獨の現在勢力は合せて八萬八千八百九十噸、之れに英の勢力を加ふるときは十五萬噸に上る其上に英露兩國增勢の說にしていよ〳〵事實ならんには英一國のみにても九萬噸の多きに達し露も亦明年中には目覺ましき勢力を呈するあるべしなんや一旦有事の日には彼等は其本國もしくは東洋附近の海領より續々應援の艦隊を派遣するの用意乏しからざるに於てをや單に現在の勢力のみを標準と爲す可らざるは勿論なる可し然るに我海軍の現在力は僅々九萬噸にして即ち所に擬れば新計畫に係る第一期及び第二期の事業を合算すれ共僅に二十萬噸に達するよし第二期計畫の如きは未定の儀にして果だ確否を知らざれども假りに若し事實とせば勢力は今後幾年の間には二十萬噸に達するものとするも其二十萬噸の中には既に老朽に瀕したる巡洋艦もしくは小形の砲艦等、實際に頼む可らざるものも少なからざる其反對に英露等の東洋艦隊はます〳〵新勢力を加へつゝありと云ふ未だ容易に滿足するを得べからざるなり且つ軍艦には自から一定の命數即ち有效年限ありて其年限を經過するときは老朽、用に堪へざるの常にして例へば主戰艦、海防艦、髮甲巡洋艦の如き堅牢なる鐵骨艦は凡そ二十五年、鐵骨木皮もしくは木造の大艦は十八年、又非裝甲巡洋艦、報知艦、水雷砲艦、水雷艇の如き薄弱なる鐵骨艦は十五年、但し右の年限中に充分なる修繕を施したるが爲めに其命數を長ふし又は不時の破損の爲めに有效年限を短縮するあるは勿論として拠常に二十萬噸の代謝を行はざる可らず而して其代謝を行ひつゝ二十萬噸の勢力を維持するときは果して東洋の海上權を占めて永く外交の平均を保ち得べきやと云ふに列國の形勢如何に由りては更らに二十五萬噸に增し又更らに三十萬噸に增すの必要を見るやも知る可らず否な我國は現在に於ても二十萬噸の數に滿足するを得ず一度にても二度にても多々ます〳〵多からんみとを希望するものなり即ち我輩が國民納稅力の許す限り海軍の擴張を勉めんと主張する所以にして事の必要萬、止むを得ざるの場合もあらば海陸軍の本末輕重より見て假令ひ陸の一方を減じても海の一方に增すの決斷も敢てせざる可らずと雖も日本の國力を以てすれば二三十萬噸の海軍みれを維持するは決して難事に非ず敢て斷言する所なり封建武士の帶刀は平素の用意にして漫に人を斬るが爲めに非ざれども一たび之を拔くときは斷じて對手を倒すの覺悟なかる可らず既に海軍を備ふる以上は苟も敵を見るときは進んで其本據を破壞し若しくは中途に逆擊して海上を一掃するの勢力を有するあを肝要なれ敵の優勢に畏避して自國の港内に蟄伏し一國の面目利益を棄て他の蹂躪に一任するが如き薄弱のものならんには實際は全く海軍の備なきと一般のみ英人の言に有效の海軍は如何に高價なるも其實廉價なり無效の海軍は如何に廉價なるも其實高價なりと云へり我國に有效の海軍を備ふるは國力に割合して決して僅の高きものに非ず國民たるもの〳〵大に奮發す可き所なり

○近衛師團演習巡陪觀記（八）

二十二日幸手驛に於て　特派員　中村千太郎

南北兩軍は二十一日未明より鷲宮神社附近に於て激烈なる戰鬪ありたる後南軍旅團長は此の日を以て到着すべき豫定なりし增加大隊の故障あり到着せざるのみならず鴻ノ巣附近に在る敵は益々其勢力を增加し殊に其の一部隊は小金井驛に到着したるの報に接したるを以て今俄に北軍を擊破し能はざるとを知り同日幸手驛に退却し同驛の西北方に陣地を占領し防禦工事をなせる北軍は追擊したるも古利根川の橋梁を破壞し退却したるを以て其目的を達するに至らずして鷲宮村附近に退却し翌日を以て決戰せんみとを期せり兩軍混成旅團長の發したる命令は左の如し

北軍

混成旅團命令

十月二十一日午後六時於鷲宮村東端

一　敵は古利根川の橋梁を破壞し幸手方向に退却せり

二　旅團は鷲神祠附近及東部川口村に宿營せんとす

三　歩兵第三聯隊第一大隊は右翼前哨となり歩兵第四聯隊第一大隊は左翼前哨と爲り右翼上内村より左翼川口村東端に至るの間を警戒すべし

但し本道は右翼前哨の警戒區域に屬す

四　歩兵第三聯隊（第一大隊缺く）砲兵大隊工兵中隊は鷲神祠附近及び其西方小部落歩兵第四聯隊（第一大隊缺く）第四大隊及び騎兵隊は東部川口村に衛生隊は本道上にて川口村南方小部落に村落露營すべし

鷲宮露營司令官は福島歩兵大佐とす

警急集合所は靈樹寺東方畑地とす

五　露營用品は右翼前哨及歩兵第三聯隊（一大隊欠）は上内村砲兵大隊は鶴梅村工兵中隊は鶴梅村西方無名村より其他の隊は各露營地にて徵發すべし

六　乙種宿舍給養とす

七　彈藥は午後七時南大桑村南方畑地に於て分配す

八　輜重縱列は加須町に宿營す

九　予は鷲宮村旅團司令部にあり午後八時三十分命令受領者を出せ

混成旅團命令　　混成旅團長　内藤大佐

十月二十一日午後八時三十分於鷲宮村旅團司令部

一　敵は幸手町に停止するもの〳〵如し

二　旅團は明日此敵を攻擊する爲め兩縱隊を爲り幸手町へ前進す

三　右縱隊は午前六時五十分西大輪村和靜院南方畑地に集合すべし

四　左縱隊は午前七時其歩兵先頭を以て鷲宮村東端古利根川の橋梁を發し幸手街道を取り幸手町へ前進すべし

五　前哨は午前六時四十五分撤去すべし、但し古利根川左岸警戒兵は午前七時撤去して所屬隊に歸還せしむべし

六　大行李は諸隊出發後鷲宮村東端本道北側畑地に集合すべし

七　輜重縱列は午前九時加須町西端を先頭として進上縱隊のまゝ本道上に停止すべし、但し歩兵彈藥半縱列は外野村西方三叉路を先頭とし又砲兵彈藥半縱列は八甫村南方幸手街道の屈曲點を先頭とし午前十一時迄に前進せしむべし

八　予は右縱隊と共に行進す

混成旅團長　内藤大佐

軍隊區分

右縱隊　歩兵第三聯隊の第二大隊、歩兵第四聯隊、歩兵第四大隊、騎兵第二中隊、工兵一小隊、衛生隊半部

左縱隊司令官福嶋大佐　（歩兵第三聯隊）、歩兵第三聯隊（第二大隊欠く）、騎兵第三中隊（二小隊）、砲兵第一大隊、工兵第二中隊（一小隊欠く）、衛生隊半部

南軍

混成旅團命令

十月二十一日午後四時於幸手西北方畑地

一　敵は鷲宮に止り其東方に前哨を配布せしもの〳〵如し旅團は今夜幸手西方畑地附近に露營せんとす

二　歩兵一大隊本日午後三時增援として幸手に到着す

第一聯隊第二大隊は鷲神祠西方約五百米突にある四叉路間を守備すべし、但し防禦工事の爲め工兵一小隊を附す第二聯隊の第一大隊は右翼幸手より久喜に通ずる道路の附近に位置し鷲神祠西方四叉路より左翼幸手より久喜に通ずる古利根川左岸の十字路迄守備すべし

三　第一聯隊より歩兵一中隊を栗橋に出し騎羽街道を南進する敵を偵觀せしむべし

騎兵中隊より鷲宮村偵察を小山方向に出し敵狀を探索せしむべし

四　其他の騎隊は幸手の西南及び其西方無名村に村落露營す

五　露營司令官は福嶋歩兵大佐とす

六　給養は乙種とす

後八時鷲神祠附近及東部川口村に宿營せんとす

七　今夜七時鷲神祠附近及び其西方小部落歩兵第四聯隊（第一大隊缺く）第四大隊及び騎兵隊は東部川口村に衛生隊は本道上にて川口村南方小部落に村落露營すべし

鷲宮露營司令官は福嶋歩兵大佐とす

警急集合所は靈樹寺東方畑地とす

五　露營用品は右翼前哨及歩兵第三聯隊（一大隊欠）は上内村砲兵大隊は鶴梅村工兵中隊は鶴梅村西方無名村より其他の隊は各露營地にて徵發すべし

六　乙種宿舍給養とす

七　彈藥は午後七時南大桑村南方畑地に於て分配す

八　輜重縱列は加須町に宿營す

九　予は鷲宮村旅團司令部にあり午後八時三十分命令受領者を出せ

混成旅團命令　　混成旅團長　内藤大佐

十月二十一日午後八時三十分於鷲宮村旅團司令部

一　前面の敵は幸手町に停止するもの〳〵如し

後得る處なし

二　右翼隊は明日此敵を攻擊する爲め兩縱隊を爲り幸手町へ前進す

三　騎兵隊は明日此敵を攻擊する爲め兩縱隊を爲り幸手町へ前進す

四　大行李は諸隊出發後鷲宮村東端本道北側畑地に集合すべし

五　輜重縱列は午前九時加須町西端を先頭として進上縱隊のまゝ本道上に停止すべし、但し歩兵彈藥半縱列は外野村西方三叉路を先頭とし又砲兵彈藥半縱列は八甫村南方幸手街道の屈曲點を先頭とし午前十一時迄に前進せしむべし

六　予は右縱隊と共に行進す

軍隊區分

右縱隊　歩兵第三聯隊の第二大隊、歩兵第四聯隊、歩兵第四大隊、騎兵第二中隊、工兵一小隊、衛生隊半部

左縱隊司令官福嶋大佐　（歩兵第三聯隊）、歩兵第三聯隊（第二大隊欠く）、騎兵第三中隊（二小隊）、砲兵第一大隊、工兵第二中隊（一小隊欠く）、衛生隊半部

備考　衛生隊は幸手の西南及び其西方無名村に村落露營す

兩軍は此命令により翌日午前七時を以て攻擊を開始し午前十時迄に幸手の西南方に進出し南軍は鷲宮村に至る南軍が占領せる地を見つゝ北軍は三十分頃に至り幸手驛に進出せり時四十分陣下に進出せり暫らく砲戰を交へたるも北軍の歩兵旅團は鷲宮村附近に進出せり但し其の距離を測量せざりしも其の距離も略ぼ測量せり砲戰漸く盛んなるに至り第三聯隊の第一大隊は第三聯隊の第一大隊は第三聯隊の第一大隊は